

土木設計業務特記仕様書

業務名：ごみ処理施設雨水排水溝圧送管等移設設計業務委託

令和8年5月

那覇市環境部クリーン推進課

業務委託特記仕様書

- 1 業務委託名 : ごみ処理施設雨水排水溝圧送管等移設設計業務委託
- 2 履行場所 : 南風原町字宮城地内
- 3 履行期間 : 着手の日から令和8年10月30日まで
- 4 業務概要 : ごみ処理施設内における雨水排水機能の支障となる圧送管等について現地調査のうえ、測量業務、下水道業務を行うことを目的とし、下記に掲げる業務を行うものとする。

(1) 測量業務・路線測量

- | | |
|---|---------|
| 1) 作業計画 (路線測量) | 1 業務 |
| 2) 現地踏査 (平地:耕地:交通量 (1千台未満)) | 0.148km |
| 3) I P 設置測量 (平地:耕地:交通量 (0~1千台)) | 0.148km |
| 4) 中心線測量 (平地:耕地:交通量 (1千台未満) : 曲線数1 : 測点間隔20m) | 0.148km |
| 5) 縦断測量 (平地:耕地:交通量 (1千台未満)) | 0.148km |

(2) 下水道業務・管路施設実施設計 (詳細設計)

- | | |
|------------------------------|------|
| 1) 実施設計 (開削工法 (内径1200mm未満)) | 148m |
| 2) 打合せ協議 3回 (初回1回、中間1回、最終1回) | 1 業務 |

総 則

(適用の範囲)

第1条 本特記仕様書は、那覇市クリーン推進課が発注するごみ処理施設雨水排水溝圧送管等移設設計業務委託に適用する。

(業務の実施基準)

第2条 本特記仕様書は、調査、設計に必要な事項のみを示したものであり、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

- 2 受注者は、必然的に生ずる業務 (設計のための調査等) によって第三者土地使用、伐採、踏慌する場合は、所有者、又は管理者の許可をうけ、受注者の責任において処理すること。又、団地内においても伐採、物件の除去等は、最小限度にとどめ、必ず発注者の指示、承認を受けること。
- 3 関係法規などの遵守については違反のないよう十分注意しなければならない。
- 4 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで公表、貸与、使用してはならない。また、受注者は業務の処理上知り得た秘密を他に漏洩してはならない。
- 5 検査の結果、調査及び成果提出物に不良箇所があった場合は再調査及び再提出しなければならない。
- 6 成果品引渡後において、受注者の責に帰すべき誤りが発見され、発注者がその訂正を要求した場合は、受注者の負担において速やかに訂正しなければならない。

- 7 本業務において発注者が必要とする部分の成果品を、期間内においても期限を定めて請求できるものとし、また、発注者が必要と認めた場合は、業務の変更、若しくは作業の一時停止を命ずることがある。その場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(業務上使用する図書及び基準)

第3条 本仕様書に記載されていないすべての事項は、下記の図書及び基準の最新版を適用する。

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| (1) 設計業務等共通仕様書 | (沖縄県土木建築部) |
| (2) 土木工事設計要領 | (沖縄県土木建築部) |
| (3) 道路技術基準通達集 | (国土交通省) |
| (4) 那覇市下水道構造標準図 | |
| (5) 下水道施設計画・設計指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (6) 下水道維持管理指針 | (日本下水道協会) |
| (7) 下水道管路施設設計の手引き | (日本下水道協会) |
| (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 | (日本下水道協会) |
| (9) 下水道施設耐震計算例-管路施設編 | (日本下水道協会) |
| (10) 水理公式集 | (日本下水道協会) |
| (11) 道路土工要綱 | (社団法人日本道路協会) |
| (12) 道路土工一切土工・斜面安定工指針 | (社団法人日本道路協会) |
| (13) 道路土工盛土工指針 | (社団法人日本道路協会) |
| (14) 道路土工仮設構造物工指針 | (社団法人日本道路協会) |
| (15) 道路土工カルバート工指針 | (社団法人日本道路協会) |
| (16) コンクリート標準仕様書 | (土木学会) |
| (17) 道路構造令の解説と運用 | (社団法人日本道路協会) |
| (18) 道路橋示方書・同解説 | (社団法人日本道路協会) |
| (19) 建設省制定土木構造物標準設計 | (社団法人全日本建設技術協会) |
| (20) その他関係する示方書及び指針等 | |

(業務上の疑義)

第4条 本仕様書及び設計書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定すること。

(提出書類)

第5条 受注者は作業開始前に「着手届」、「業務工程表」、「業務計画書」、「(管理) (照査) (担当) 技術者届」、「(管理) (照査) (担当) 技術者経歴書」等を提出しなければならない。(管理、照査技術者は技術士[業務に該当する部門]又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはビルコンサルティングマネージャー[RCCM]又は1級土木施工管理技士の資格保有者であること。

(業務カルテの作成)

第6条 受注者は、受注契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに発注者に提出しなければならない。

(他業務との連帯)

第7条 受注者は別途発注の関連業務の受注者と連帯し、誠意を持って本業務を進めること。なお、各関連業務は発注状況により変更の可能性がある。

(クリーン推進課から資料提供するもの)

第8条 発注者は本設計業務に先立ち下記資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 既存の測量成果簿
- (2) その他業務に関連する設計資料

(環境配慮)

第9条 受注者は「那覇市公共工事等環境配慮マニュアル」に基づき(環境配慮仕様書等)、環境に配慮した設計を行うものとする。

(電子納品)

第10条 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下、「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- 2 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び那覇市の電子納品に関する手引き(案)に基づいて作成することとする。
- 3 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部、印刷製本した成果品を1部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により1部とする。
- 4 成果品の提出の際には、国土交通省、または沖縄県「電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第11条 受注者は当該業務の履行にあたって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成23年1月12日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第12条 受注者は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書をクリーン推進課へ提出しなければならない。

- 2 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(下請け用)を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(下請け用)を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4 受注者はその旨、全ての当該委託関連者に周知しなければならない。

(成果品の提出)

第13条 成果品の提出は下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 設計報告書 | 1式 |
| (2) 図面 SXF(P21)形式 | 1式 |
| (3) 工事設計書(積算書、数量計算書) | 1式 |
| (4) 各関係機関との協議記録簿 | 1式 |
| (5) 各種申請書、コスト縮減調書等 | 1式 |
| (6) その他発注者が指示する事項 | 1式 |

(測量業務)

第14条 受注者は、次にあげる事項を守らなければならない

- (1) 調査規定等の関係法規を遵守し、常に適切な安全管理を行う。
- (2) 実施にあたり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないように努める。
- (3) 測量業務で作成した図書等は、成果品としてすべて提出すること。

(設計業務)

(業務の実施基準)

第15条 本設計業務は発注者、受注者及び関係者と協議の上で、業務に必要な調整を行うと同時に関係法令に基づいて、関係部署等と事前協議を行い、設計条件に影響する事項を確認してから設計すること。

- 2 安全性及び地域環境保全、施工性、経済性等を考慮して最小費用で最大効果が得られるように設計すること。主要構造物や発注者が必要と認めるもの等については3案以上提案し、比較検討を行うこと。
- 3 設計担当技術者は、調査、測量を立会い監督し、設計の意図する調査、測量を行い、設計に疎漏のないようにすること。又、細部条件の決定、構造物のおさまり、その他設計上重要な事項については、発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 4 設計図書は浄書前に、発注者の精査を受け、その後浄書するものとする。
- 5 設計協議は原則として、業務着手時、中間打合せ、成果物納入時の計3回の打合せを行い、業務着手時及び成果物納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。
- 6 受注者の責任において、関係者と十分な調整を行い、見落としのない設計図書を作成すること。

環境配慮仕様書

1業務名	ごみ処理施設雨水排水溝圧送管等移設設計業務委託
2履行場所	南風原町字宮城地内
3工期	着手の日から令和8年10月30日まで
4事業所管課	那覇市環境部クリーン推進課
5環境配慮事項	下記の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	②	地域のみどりのネットワーク化
		④	大木、古木、貴重木の保存
		⑥	緑地の高自然度化
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
		⑥	河川や水路などの堤敷及びそれに依拠する生態系への配慮
3	地形・地質	①	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系への配慮
4	景観	①	気候、風土に根ざした景観
6	大気質	①	学校、公園等のグラウンドなどから発生する砂塵
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壌流出及び濁水による周辺水域汚染
		②	施設等における公共下水道等への配管の一部未接続による周辺水域汚染
		③	学校や公園等のグラウンドからの土壌流失
		④	雨水貯留設備の設置及び雨水利用
		⑤	雨水の地下浸透
		⑥	地下水の利用及び保全
9	光害	②	夜間照明等による生態系への影響
15	安全	⑨	危険地における安全確保
		⑩	遊具の安全性
16	資源・エネルギー・グリーン購入	①	省エネ型設備機器の選択
		②	太陽光等自然エネルギー発電設備の設置及び利用の促進
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用

* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法令に規制のある事項については、法令を遵守すること。